

「味工房うめきん」より お客様へお便りを 発行することになりました。

うめきん通信

第17号平成28年11月
発行：有限会社 梅金
責任者：代表 梅村順一
岡崎市石原町字市場 78-1
TEL 0564-83-2034

「森と水と里と海の絆」が、おいしさと安心を継続できることをお知らせしたいPR誌です。

○「山恵ジビエ蒟蒻」を紹介します！

2016年12月より販売予定の「山恵特選シシ鍋セット」に、味工房うめきんの生芋蒟蒻が採用されました。豊田市の『猪鹿工房YAMAKEI』さんの「シシ鍋セット」です。先月号でご紹介した「生芋こんにやく金次郎ブランド」の商品として、鍋用蒟蒻をつくりました。金次郎蒟蒻の食感を大切に、幅広のきしめん風に仕立てています。味しみが良く、コリコリとした食感を楽しんで頂ける商品です。高タンパク低脂肪の豊田産の猪、蔵元榊塚味噌の特製味噌だれ、うめきんの生芋蒟蒻、そして稲武のうどんが詰まった「本格的シシ鍋セット」です。皆さん山の御馳走をご注文ください。お問い合わせは、(株)山恵 ☎0565-98-0836です。



山のご馳走のシシ鍋

セットに入っている商品の紹介です


猪鹿工房山恵さんのシシ鍋セット

○非許可食品製造業等の届出制度について

蒟蒻は、強アルカリ性食品のため細菌は増殖できず、比較的 안전한食品であると認識されてきました。他に漬物やジャムドレッシング等の食品製造は、保健所の許可を要しないものとされており、これまで届出等の規制の無い製造業でありました。しかし、近年の浅漬等の非許可食品を原因とする大規模食中毒事件の発生を受け、全ての非許可食品の製造業について、平成27年7月1日から届出制度を導入することとなりました。

非許可食品製造業等においても保健所が事業者を把握し、計画的な監視と適切な指導を行うことで、事故を未然に防止し、食品の安全性を一層向上させることを目的としています。

当社は、こうした食品衛生条例の改正を受け非許可食品製造施設設置届を提出しました。岡崎市ではまだ任意の提出ですが、食品を扱う製造業者として安全な食品を提供することを目指し、いち早く対応することになりました。



許可が不要な「食品、食品添加物」

乳幼児用の「おもちゃ」

食品用の「器具、容器包装」

を製造・加工する業者の皆様へ

平成27年7月1日から届出が必要となりました!!

平成27年4月に愛知県食品衛生条例が改正され、上記の製品を製造・加工する業者は届出が必要になります。対象は、愛知県内（名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市を除く。）で製造・加工する業者です。

詳細は、裏面又は愛知県ホームページ「食の安全・安心情報サービス」へ

愛知県 <http://www.pref.aichi.jp/eisei/anzen.html>

<そうなんだ！> 非許可食品製造業とは、食品衛生法で許可を必要としない食品等の製造業のことです。例えば、こんにやく又はところてん製造業、漬物製造業、惣菜半製品製造業（未加熱餃子・衣つきコロッケ等）、液卵製造業、農産物加工製造業（ジャム・茶・切干大根・乾燥シイタケ・切りもち・はちみつ等）、魚介類加工品製造業（干物・魚介くん製品等）、器具製造業（食品に直接触れる器具や機械類で、なべ・ポウル・おたま・スライサー等）、容器包装の製造業（食品トレー・ケーキの敷き紙等）、おもちゃの製造（乳幼児が口にすると健康被害の恐れのあるもので、おしゃぶり・折り紙・積み木・人形・粘土・風船・ボール等）他に保健所長が必要と認める製造業としています。食品の容器や乳幼児用のおもちゃにまで、衛生監視を求める時代となりました。